

2019年認定事業主

株式会社岩見



行動計画期間

平成29年2月22日～令和元年5月31日

取組内容

- ①子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立支援のための環境整備として、所定外労働の制限制度の対象を、3歳から小学校就学始期までの子を養育する労働者に拡大した。
- ②所定外労働を削減するために、ノー残業デーの意義と必要性を文書で掲示する等の周知活動を行い、また、毎週金曜日をノー残業デーに設定して、時間外労働の削減を図った。

企業のコメント

行動計画の取組みについて、担当者との打合せを繰り返し行い、行動計画に必要な情報等を取り入れ、最新版になるように心がけて計画し、それを周知しました。

行動計画を実施した結果、時間の使い方・ムダを減らすことが少しずつではありますが、出来てきていると思います。なので、ノー残業デーは週一日以上取ることができ、家庭生活との両立も図ることもできたと思います。

男性育児休業取得者のコメント

私はまだ今の立場ではなかったので、現場責任者に確認をとり、仕事の状況を判断し、支障がでない程度に休みました。4日間でしたが、家族が不安なときに一緒にいられたので、よかったと思います。復帰後も問題なく元の仕事に戻ることができました。